

申請の概要

項 目	概 要
1 業務の内容 (放送法施行規則 第 13 条第 1 号)	<p>極微小電力中継局及び条件不利地域における小規模中継局に対する助成事業や、ブロードバンド等代替等、将来の放送ネットワーク維持に向けた新たな伝送技術の開発や導入促進等のための基金を設立するため、一般財団法人NHK財団（以下「NHK財団」という。）に対して出捐を行うもの</p>
2 業務を行うことを必要とする理由 (同条第 2 号)	<p>日本放送協会（以下「協会」という。）は、放送法（以下「法」という。）第 15 条に定められる目的の達成のために、放送ネットワーク設備の維持・更新による、視聴者保護と放送事業の持続可能性の確保が必要となっている。</p> <p>加えて、人口減少や設備老朽化、物価上昇等により、条件不利地域における中継局の維持が、協会及び民間放送事業者の双方にとって喫緊かつ重要な課題となっている。</p> <p>また、協会は、法第 20 条第 6 項に基づき、法第 20 条第 1 項第 1 号に定める国内基幹放送業務を行うに当たって、民間放送事業者が法第 92 条の責務にのっとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をしなければならないこととされている。</p> <p>このため、協会は、将来の受信料負担の軽減に貢献できるよう、協会の放送ネットワーク効率化に向けて取り組むとともに、民間放送事業者と協調し、コスト負担を抑えつつ、持続可能な放送ネットワークを効率的に維持・高度化する観点から、NHK財団が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放送技術・伝送技術に係る調査研究等の研究開発や送受信等に係る技術事業等を実施してきた専門的知見を有すること ・営利を目的とせず、民間企業の経営者や有識者等で構成される評議員会が、業務を執行する理事を選解任する権限を有する等、社会貢献事業の推進等を目的とした一般財団法人として、組織構造上、中立性が担保されていること <p>を踏まえ、NHK財団に基金を設立し、放送事業者等に対する助成事業等を行うため、NHK財団に対し、400 億円の出捐を行うものである。</p>
3 業務の実施計画の概要 (同条第 3 号)	<p>NHK財団において、極微小電力中継局や条件不利地域における小規模中継局に係る放送事業者による共同整備（大規模災害時の復旧工事を含む。）及びブロードバンド等代替等、将来の放送ネットワーク維持に向けた伝送技術の開発や導入の支援を促進する事業等への助成並びに将来を見据えた放送インフラの維持・具体化に取り組むための基金を令和 8 年度中に設立するため、協会からNHK財団に対し、400 億円を出捐する。</p>

	<p>業務の実施に当たっては、運営委員会の設置や内部統制の体制の整備、外部監査により、公平性・透明性・公正性を担保した運営を確保する。また、公益目的に即した合理的かつ継続的な運用を行う。</p> <p>さらに、協会は、基金のガバナンス確保のため、基金の状況等について財団から報告を受け、適切なフォローアップを行う仕組みを構築する。基金のガバナンス確保に係る責任及び資金拠出者としての説明責任を果たしつつ、財団における個々の助成判断については、運営委員会による審査を尊重し、その独立性と透明性を確保する。</p>
<p>4 業務の収支見込み (同条第4号)</p>	<p>令和8年度 支出 400億円</p>
<p>5 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法 (同条第5号)</p>	<p>400億円 (令和8年度の収支予算、事業計画及び資金計画に計上済み)</p>